

小型暖房器具購入費助成のお知らせ

日常生活の安全を図ることを目的として、在宅の65歳以上の方に小型暖房器具購入費を助成します。

☆サービスを利用できる方

申請時に満65歳以上の方で、暖房器具が必要な方
ただし、対象者のいる世帯に対し1台

☆品目

小型暖房器具 パネルヒーター
 クイックヒーター
 ハロゲンヒーター（扇風機型）等

（電気暖房器具に限ります。石油ファンヒーターは該当になりません。）

☆利用回数

前回購入日後5年経過又は使用不可の状態となった場合のみ再申請可

☆申請方法

下記窓口において申請書・請求書を受領し、必要事項を記入の上、提出してください。申請の際、印鑑、購入者名（高齢者本人）と品名が明記してある領収書、購入者名義の振込先通帳をお持ちください。
（購入日より1年以内の申請が有効となります。レシートの領収証は不可）

☆助成額（助成限度額）

小型暖房器具 購入費の2分の1で 7,500円上限

☆申請窓口・問合せ

藤岡地区 藤岡総合支所健康福祉課介護高齢担当
 電話 62-0904

小型暖房器具助成

★ 助成対象となる小型暖房器具とは

以下の3点を満たすもの

- 基本的に持ち運びができる大きさ
- 空気を汚さない電気の暖房器具
- 部屋を暖めるもの

例

該当となるもの	パネルヒーター クイックヒーター ハロゲンヒーター カーボンヒーター セラミックヒーター 遠赤外線ヒーター 電気ストーブ	オイルヒーター
該当外のもの	石油ファンヒーター 電気毛布 ホットカーペット 電気座布団 電気あんか 電気コタツ	

★ 対象者

申請時に在宅の65歳以上がいる世帯（高齢者が複数いても、各世帯1つの助成）
施設入所者（グループホームを含む）は該当外

★ 申請

- 申請書 申請者＝在宅高齢者
 振込先の通帳確認
 購入日より1年以内
- 委任状 振込先口座名義が申請者と異なる場合
- 領収書 宛名、品名が記入されているもの（レシート不可）
 領収書の宛名＝申請者＝在宅高齢者